

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 2 3 日

各 局 等 の 長 殿

大 臣 官 房
危機管理・運輸安全政策審議官

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令を受けた所管事業者（団体等）
に対する「出勤者数の7割削減」の更なる徹底に関する働きかけの実施について
（依頼）

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言について、東京都、大阪府、京都府、兵庫県に対し4月25日から5月11日を実施期間として発令すること、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に愛媛県が追加されることが決定され、それを受け、「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より別添1のとおり依頼があり、併せて持ち回りにて開催された第24回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において赤羽国土交通大臣より別添2のとおり指示がなされたところであります。

以上を踏まえ、関係各局等におかれましては、所管の事業者、関係団体等に対し、テレワークの活用や休暇取得の促進等による出勤者数の7割削減の徹底について、改めての周知、呼びかけをお願い致します。その際、当省の所管の事業者や関係団体にはエッセンシャルワーカーや現場部門を抱えるものも多いことから、このような部門についてはローテーション勤務や自転車通勤による人との接触回避等のでき得る出勤回避の取り組みも併せて実施されるよう促すことを重ねてお願い致します。

また、本措置について、特に主要な事業者、関係団体等については、直接説明するなど働きかけの徹底をお願いします。

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「出勤者数の削減（テレワーク等）の推進について」

（別添2）第24回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示